

「高知県消防広域化基本構想」Q&A

高知県消防広域化基本構想の公表にあたり、パブリックコメントなどでいただいた主なご意見に関する県としての考え方のポイントを取りまとめて、Q&Aを作成いたしました。

<I 消防広域化の必要性>

Q 1 なぜ消防広域化で、一気に県一が必要なのでしょうか？

<III 消防広域化基本構想 第2章 新たな組織の骨格案>

Q 2 広域連合長は、誰が選任されることを想定しているのでしょうか？

Q 3 県一消防広域化で、消防署の統廃合が進む可能性はありますか？

Q 4 消防広域化によって、消防団と消防署の関係はどうなりますか？

Q 5 消防広域化に対して国や県からの財政支援はあるのでしょうか？

Q 6 分賦金や人員配置のシミュレーションは、どのように行われるのでしょうか？

Q 7 県一消防広域化によって、各市町村の財政負担は増えるのでしょうか？

Q 8 広域連合への財産移転に伴い、市町村の貸借対照表上、資産が減少し負債のみが残ることが懸念されますが、どのように対応するのですか？

<III 消防広域化基本構想 第3章 新たな組織における業務展開の方向性>

Q 9 消防広域化後、消防職員の充足率は向上するのでしょうか？

Q 10 消防広域化後、消防職員の採用はどのように行われますか？

Q 11 消防職員の給与等の待遇については、早めに検討すべきではないでしょうか？

Q 12 消防広域化後、消防職員の異動はどのように行われますか？

Q 13 消防広域化後の県の消防本部の設置場所はどこになりますか？

Q 14 通信指令業務の集約化を前倒しすべきではないでしょうか？集約化までの間、現消防本部の消防指令システムの更新はどのように取り扱えばよいのでしょうか？

<III 消防広域化基本構想 第4章 新体制への移行スケジュール案>

Q 15 消防広域化は、スケジュールありきで進めるのでしょうか？

Q 16 消防広域化基本構想の策定過程はどのようになっていたのでしょうか？

Q 17 消防広域化基本構想（骨子案）に対する意見公募ではどのような意見が多かったのでしょうか？

※Q&A中は、以下のとおり、正式名称を略称で記載しています。

- ・高知県消防広域化基本構想 …… 基本構想
- ・高知県消防広域化基本計画（消防組織法第33条第1項に規定する推進計画） …… 基本計画
- ・高知県消防広域化基本計画あり方検討会（専門部会及びワーキンググループ） …… あり方検討会（等）

Q 1 なぜ消防広域化で、一気に県一が必要なのでしょうか？

(答)

- 県内の消防本部の多くは小規模であるため、消防広域化によるスケールメリットを生かし、間接部門を集約して、そこから生じる人員を直接部門である現場に振り向けることが重要です。
- その観点から考えますと、統合は広範囲で行うほど効果的であり、例えば県内3区分から始めるといった形で段階的に進めるのではなく、一括して広域化することが統合のメリットを最も大きくかつ速やかに実現できる手法であると考えられます。
- また、広域化に伴う新組織の設立には相応のコストがかかりますので、段階的な統合ではかえって費用がかさみ、費用対効果が見合わなくなる可能性が高くなります。
- このため、広域化するのであれば、県全体で一括して県一で実施することが最もスケールメリットを発揮できる方法であり、妥当であると考えています。

Q 2 広域連合長は、誰が選任されることを想定しているのでしょうか？

(答)

- 地方自治法では、広域連合の長は、広域連合の規約に基づき定めるところにより、広域連合を組織する地方公共団体の長（全市町村長及び知事）の投票により選挙することと規定されています。
- 県としては、消防組織法にうたわれている市町村消防の原則に鑑み、広域連合長は市町村長の中から選任されることが適当であると考えます。
- 具体的な選出方法については、あり方検討会等で議論を進めます。

Q 3 県一消防広域化で、消防署の統廃合が進む可能性はありますか？

(答)

- 今回の消防広域化は、消防署所や消防職員等の削減を目的とするものではなく、人口減少が進む中にあっても、必要な県内消防力（特に現場要員）の確保を図ることを目的としています。

- このため、基本構想では、現在の消防力の水準を確保する観点から、消防署所の組織体制は、少なくとも第1期までの間においては、現行の40消防署所体制を下回らないことを基本として検討することとしております。
- 今回の広域化とは別に、将来的に例えば更なる人口減少や交通事情の改善などの著しい環境変化が生じた場合には、広域連合及び関係市町村の間で組織の再編や費用負担ルールの見直し等の対応が協議される可能性はあると考えています。

Q 4 消防広域化によって、消防団と消防署の関係はどうなりますか？

(答)

- 消防団は、消防組織法に基づき、市町村ごとに設置された消防機関として法令上は市町村長の指揮下に入りますが、実際の活動の場面では、同法の規定により、地元の消防署長の所轄の下、消防活動を行うことで、双方の密接な関係が保たれています。
- このような消防団と地元の消防署との関係は、消防広域化により、市町村長の消防本部に対する指揮監督権が広域連合に委ねられた後においても、維持していくかなければなりません。
基本構想では、現行の40消防署所体制を確保することを基本として検討することとしており、実際の消防活動の場面における消防団と消防署との関係は保たれるものと考えています。
- また、消防団事務は、現在、市町村からの委託で消防本部が担っている場合も多いことも踏まえて、引き続き広域連合（具体的には消防署所等）に市町村が事務を委託することができることとしていますので、地域での実情や必要に応じて、現状の体制を続けることが可能となっています。
- このように、広域化が行われたとしても、消防団と、地元の消防署との、連携や協力体制は、現在の関係を維持していくものと考えていますが、その際の市町村長の関与のあり方などについては、今後も、あり方検討会の場等を通じて、丁寧に議論を行います。

Q 5 消防広域化に対して国や県からの財政支援はあるのでしょうか？

(答)

- 国の財政支援としては、市町村への特別交付税による消防広域化臨時経費（消防本部の名称・場所の変更等、業務の統一伴うシステム変更、規定整備等）への支援や、緊急防災・減災事業債による消防署所等の増改築に係る経費への支援等があります（令和6年度時点）。
- 本県が推進する県一消防広域化は全国に先駆けた取組みであり、国の財政措置を最大限活用できるよう、県として国に対し財政支援策の大幅な拡充を求めていくことを検討しています。
- また、県の財政措置としては、あり方検討会等の設置・運営や、分賦金・人員配置シミュレーションの経費として、令和7年度予算に2,900万円を計上しており、今後も必要に応じて検討してまいります。

Q 6 分賦金や人員配置のシミュレーションは、どのように行われるのでしょうか？

(答)

- 分賦金及び職員配置のシミュレーションは、令和10年度（広域連合発足時）と令和15年度（県一消防指令センター運用開始時）の2つの時点を対象に実施する予定です。
それぞれの時点で、消防広域化を行った場合と、現状の15消防本部体制を継続した場合を比較し、シミュレーションを行います。
- シミュレーションの前提条件は、あり方検討会等で事前に確認を行った上で設定して実施する予定です。
また、シミュレーションに必要な基礎データとして、各消防本部の消防力、職員配置、運営経費などについて情報収集し、現状を把握した上でシミュレーションを実施します。
- シミュレーション結果は、あり方検討会等に報告し、これを踏まえて新体制下での組織や財政を検討し、令和7年度中に策定予定の基本計画に反映します。
- なお、シミュレーションに必要な経費は、県の令和7年度当初予算に計上しており、調査事業の経験が豊富で、消防、防災を専門とする調査機関に委託することとしています。

Q 7 県一消防広域化によって、各市町村の財政負担は増えるのでしょうか？

(答)

- 分賦金の算定については、市町村普通交付税算定に係る消防費の基準財政需要額等に応じて算定した額を基本とすることを想定しており、これまで基準財政需要額の規模に比して実際の消防関係経費の支出が抑制されてきた市町村等においては、現状の消防への負担額から増える可能性があります。
- このため、負担増への対応として、基本構想では、広域連合設立後に消防事務の組織・業務の一本化が完成するまでの間においては、基礎サービス分に係る分賦金の額のうち、各市町村における常備消防サービスの実態を鑑み、過大と認められる額を控除することができるものとしています。
- 一方で、他県では、消防指令システムの整備及び保守運用並びに消防車両の購入等において、消防本部ごとに購入した場合と比較して大幅な経費削減が実現した事例があります。
本県の消防広域化においても、スケールメリットによる同様の経費削減効果の実現により、構成市町村の負担軽減を目指します。
- 消防広域化後の財政については、職員の人事費、資機材の購入及び施設整備等に要する経費のシミュレーションを行い、その結果を踏まえて、分賦金の算定方法の詳細等について、あり方検討会等で議論を進めます。

Q 8 広域連合への財産移転に伴い、市町村の貸借対照表上、資産が減少し負債のみが残ることが懸念されますが、どのように対応するのですか？

(答)

- ご意見を踏まえて、基本構想における既存財産の取扱いを見直し、不動産及び償却資産については、現市町村等に所有権を残し、広域連合への無償貸与を行うこととしました。
- この結果、市町村等には、負債見合いの資産が残ることとなり、貸借対照表のバランスが大幅に悪化することは避けられるものと考えます。

- ただし、一部事務組合の解散等により、不動産及び償却資産が広域連合に無償譲渡のみ行われる場合は、市町村に譲渡前の負債は残ることになります。

Q9 消防広域化後、消防職員の充足率は向上するのでしょうか？

(答)

- 消防広域化後における、消防職員の充足率については、現時点では、算定が出来ておりません。
- 県全体としての充足率の算定に必要な職員数（分子）については、基本構想でお示ししている、現行水準を下回らない職員の総定数をベースに、来年度、シミュレーションを行っていくことにしています。
- 算定にあたって、もう一つ必要となる、消防力の整備指針による職員の目標数（分母）については、これまで、現状の15消防本部、それぞれの目標数を足し合わせたものを用いてきました。
- 広域連合発足時は、県民人口65万人を1つの消防本部として全県を管轄することになり、目標数（分母）についても、スケールメリットを反映した算定に見直す必要があります。
- 具体的な目標数は、あり方検討会等で議論をスタートし、広域連合発足時までに定めることとしており、充足率については、その時点でお示しえる考えています。

Q10 消防広域化後、消防職員の採用はどのように行われますか？

(答)

- 消防広域化後は、消防職員の採用を広域連合として全県で一元的に行うことと想定しています。
- 地域の若年人口が減少する中、郡部の小規模な消防本部では消防吏員の確保が難しくなっているとの声がありますが、消防広域化により常備消防組織全体の規模が拡大し、職場としての魅力が向上することで、人材確保がしやすくなることが期待されます。

- なお、具体的な消防職員の採用及び配置の方法については、今後、あり方検討会等で議論します。

Q11 消防職員の給与等の処遇については、早めに検討すべきではないでしょうか？

(答)

- 消防職員の給与制度などの処遇については、現行の15消防本部で差異がありますが、その実状を定量的に把握し、そのうち解消を図るべき格差相当分を特定した上で各職員の処遇の統一を図るまでには、財源の確保や個別の運用調整を含めて相当の時間を要することが想定されます。

そのため、基本構想では、第1期は間接部門を集約・スリム化し、現場の消防力を確保することを優先した上で、第2期末までに消防職員の処遇統一を目指す方針です。

- パブリックコメントで職員の処遇等に関する意見が多く寄せられたことを踏まえ、給与等、消防職員の処遇の統一に向けた議論も早期に開始し、諸条件が整った場合には、実行に向けて早期に着手すべきものと判断しました。

このため、令和7年度のあり方検討会等から議論を開始した上で、広域連合発足後、処遇改善についても第1期において着手する旨を基本構想でも明記しています。

- なお、広域連合の給与及び階級制度（給与表、階級区分、昇格昇給基準等）、さらに勤務条件に係る制度のあり方については、事務処理の便宜上、職員数が最も多い高知市消防局の現行制度をベースとして検討することとしてはどうかと考えられます。その上で、各消防本部から移行する職員に関する取扱いのルールについては、新たな給与表において、移行前の給料月額を下回らない号俸に格付けを行うことを基本として、あり方検討会等の場で実務的に検討されるべきものと考えます。

Q12 消防広域化後、消防職員の異動はどのように行われますか？

(答)

- 人事異動は、一般的には消防職員本人の希望及び所属側の意向を踏まえて行われるべきものと考えます。

- 長年にわたる市町村消防の原則の浸透により、多くの消防職員は自らが、これまで培ってきた土地勘や地域での人的ネットワーク等を生かすためにも、地元の消防署所での勤務を望む場合が多いと考えます。
- また、同様に、広域連合の意思決定過程において大きな比重を占める市町村長や市町村議会議員の方々の間でも、地域の消防署所の人員配置については地元出身者などの地元の事情に通じた職員を中心とした体制を希望する意見が大半を占めるものと思われます。
- 他方で、異動による職員のモチベーションやスキルの向上や、小規模な所属での人事の硬直化に伴う弊害の解消といった観点から、広域的な異動の持つ積極的な意義を評価する声もあります。
- 併せて、広域化に伴う間接部門の集約化等により、広域化前に比べて旧消防本部管轄地域の範囲を越えた人事異動が必要となる場合が増加することが想定されます。
- 以上を総合的に考慮した場合、広域化後の人事異動の傾向としては、一部の職員については、旧管轄区域外に異動するケースが広域化前よりも一定程度増えることも考えられますが、多くの消防職員の場合、引き続き管轄区域内での異動が中心となるものと想定しています。
- 具体的な人事異動のあり方については、今後、あり方検討会等で議論します。

Q13 消防広域化後の県の消防本部の設置場所はどこになりますか？

(答)

- 広域連合の本部は、高知市が地理的に県中央部に位置し、県人口の約半分を占めていることに加え、国及び県等の官公庁へアクセスも良好なこと、さらに、広域化に当たっては高知市消防局が中核的な役割を果たすこと等を考慮し、高知市内に設置することを想定しています。
- また、広域連合事務局及び消防局本部双方の運営の効率化を図るため、これらの事務所は同一の建物内に設置することとし、その際には、財政負担を軽減する観点から、既存施設の利活用を基本として検討することが望ましいと考えます。

- こうしたことから、広域連合の本部は、現在の高知市消防局本部が所在する建物に併せて設置することがまず検討されるべき選択肢であると考えます。
- しかし、広域化による、間接部門の集約に伴い、現行の高知市消防局が置かれている建物では執務スペースが不足する可能性があります。
- また、発災時にリアルタイムで情報共有ができるよう、消防本部と同一の建物内に県一消防指令センターを設置することが望まれますが、県一消防指令センターの整備には、現在高知市消防局本部に併設されている高知・土佐消防指令センター以上のスペースが必要になることも想定されます。
- このため、広域連合発足後、当面の間は、高知市消防局の本部施設を転用することを基本として想定するものの、県一消防指令センターを整備する段階においては、広域連合本部を設置する建物を新たに整備する必要を生じる可能性もあり、これらの論点について、一体的に検討する必要があると考えます。

Q14 通信指令業務の集約化を前倒しすべきではないでしょうか？集約化までの間、現消防本部の消防指令システムの更新はどのように取り扱えばよいのでしょうか？

- (答)
- 通信指令業務の集約化については、各消防本部の現行システムの更新時期に違いがあることや、多額の整備費用が掛かり、財政的な負担が大きいことを踏まえると、施設の標準的な耐用年数を考慮して、相当程度先の時点での集約化を想定しないと、消防本部間の合意を得ることは難しいものと考えます。この点、基本構想では、高知市の現行システムの更新期となる第2期末を目途に整備することを想定しています。
 - あり方検討会等では、各消防本部が消防指令システムを個別に整備する場合と、一括して整備する場合の費用比較や、通信指令業務に必要な人員配置に関するシミュレーション等を早期に行い、新システムへのスムーズな移行計画も含めて議論を行います。

- 今後の協議の結果、第2期を待たずに、より早期の集約化について市町村・消防本部間で合意が得られた場合には、前倒しで対応することも考えられます。

Q15 消防広域化は、スケジュールありきで進めるのでしょうか？

(答)

- 県内の常備消防組織の一元化を目指す消防広域化は、各消防本部の存廃を左右し、県内全ての市町村をはじめとする多くの関係者が関わる一大プロジェクトです。

そのため、一定のスケジュール感や目安となる目標の時期を示して、関係者の共通の認識のもとで議論を進めることができると考えます。

- こうした観点から、基本構想では現時点で県として最も望ましいと考えるスケジュール案を提示しています。

- 一方、法令上、法定協議会の設置と広域連合の設立の際には、県内全ての市町村議会及び県議会において、合わせて2回の議決をいただくことが必要となります。

このため、全ての市町村と消防本部の理解やコンセンサスなしに、消防広域化を進めることはできず、基本構想決定後は、関係者の理解を得られるよう必要な調査分析を行い、十分な意思疎通を図りながら、広域化実現に向けたプロセスを丁寧に進めていく必要があると考えています。

- したがって、スケジュールについては、今後、各プロセスの進捗状況に応じて各年度末時点で必要な見直しを行っていくことを想定しています。

Q16 消防広域化基本構想の策定過程はどのようにになっていたのでしょうか？

(答)

- 消防の広域化を進めるにあたっては、県内全ての市町村や消防本部の理解や、コンセンサスを得るためにも、丁寧に議論を進めることができなくてはなりません。

- このため、県では、議論のたたき台となる、基本構想骨子案の公表に先立ち、まずは昨年10月に、全ての消防長に対してその内容の説明をした上で、ご意見をお聞きしました。

- また、11月初旬から約1か月程度かけて、各市町村長を訪問し、ご意見をお聞きするとともに、11月末には、市町村担当課長に対して、あらためて骨子案の説明を実施しました。
- さらに、11月29日の骨子案の公表後、パブリックコメントを1月6日まで実施し、その中では、消防職員や消防団員などから、26通、138件にのぼる、様々なご意見をいただきました。
- このように、様々な関係者から丁寧に声をお聞きしたところです。
- これらのご意見を踏まえ、骨子案の一部を修正した上で、基本構想を決定するとともに、県としての考え方を整理した本Q&Aも公表しました。

Q17 消防広域化基本構想（骨子案）に対する意見公募ではどのような意見が多かったのでしょうか？

- (答)
- 高知県消防広域化基本構想（骨子案）に対するパブリックコメントは、令和6年11月29日から令和7年1月6日までの39日間実施しました。
 - いただいた御意見は、全て市町村や消防の関係者から提出されたもので、全体で26通で、御意見を内容に応じて区分すると、138件となります。
 - いただいた御意見のうち、最も多かったのは、骨子案第3章の2の「組織・人事」に係るもので、職員の給与、待遇、人事異動、定数、人員配置等に関する御意見が47件ありました。
 - 2番目に多かったのは、骨子案第4章の「新体制への移行スケジュール（案）」に係るもので、丁寧な議論を求めるものやスケジュール等に関する御意見が20件ありました。
 - 3番目に多かったのは、骨子案第3章の3の「施設・装備」に係るもので、通信指令システム等に関する御意見が14件ありました。